

飯田市自殺対策推進計画の期間延長と次期計画の始期延期について

健康福祉部保健課

1 趣旨

飯田市自殺対策推進計画の期間を延長し、次期計画の策定を1年延期するものとする。

変更内容

変更前	計画期間	平成31年度から令和4年度まで（4年間）	次期計画の始期	令和5年度
変更後	計画期間	平成31年度から令和5年度まで（5年間）	次期計画の始期	令和6年度

2 延期する理由

(1) 「飯田市健康増進計画 健康いいだ21（第2次）（以下、健康いいだ21）」との関係性

飯田市自殺対策推進計画（以下、本計画）は健康いいだ21との整合性を図っているものであり、本計画の終期も健康いいだ21に合わせて2022年（令和4年）度までの計画とした。その後国の方針により、第2次健康日本21が1年延長されることとなり、本計画は健康いいだ21と関係性が深いことから、同時に延長をしたい。それに伴い、第2次自殺対策推進計画策定も延期したい。

(2) 第4次長野県自殺対策推進計画との整合

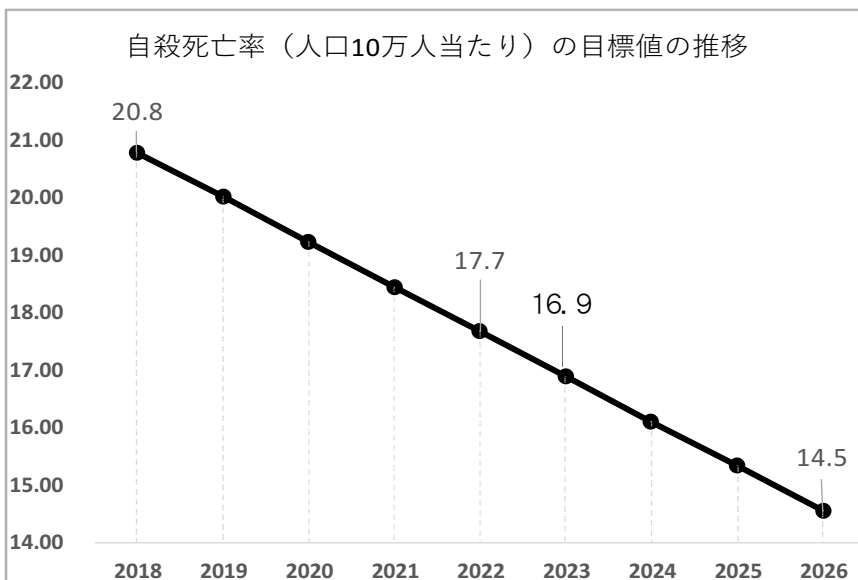
本計画は自殺対策基本法第13条第2項の規定により、自殺総合対策大綱（以下、大綱）及び都道府県自殺対策計画との整合を求められているため、第4次長野県自殺対策推進計画の発表（令和4年度末見込）を踏まえて第2次飯田市自殺対策推進計画を策定したい。

3 次期計画の計画期間について

大綱はおおむね5年を目途に見直しを行うとされており、次々回は令和9年度中に発表される見込み。第2次自殺対策推進計画の策定が延期された場合は、健康いいだ21の期間を考慮しつつ、令和6年度から令和10年度までを予定している。

4 数値目標の取り扱い

現計画では、「2026年までに人口10万人当たりの自殺死亡率が14.5以下となる」ことを見据え、「令和4年（2022年）の自殺死亡率を17.7以下にする」ことを数値目標としている。これを踏まえ、令和5年（2023年）の数値目標は16.9とする。



【飯田市自殺対策推進計画より】